青山商事株式会社

［ 証券コード：8219 ］

第60回 定時株主総会 招集ご通知

日　時

2024年６月27日（木曜日）
午前10時

場　所

広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社　本社４階会議室
会場についての詳細は、末尾ご案内略図をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

＜株主の皆様へのお願いとご案内＞

- 書面・インターネット等による事前の議決権行使もご活用ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせ申しあげます。
(https://www.aoyama-syouji.co.jp)

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2024年６月26日(水曜日) 午後６時30分まで

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より青山商事グループに対し格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

当社は、2024年5月6日に創業60周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆様のご支援の賜物と心より感謝申しあげます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行されたことに伴い、行動制限の緩和が進み、社会経済活動の正常化が進みました。一方で、資源価格の高騰や急速な為替変動に伴う物価高、地政学リスクの影響等から、景気の先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループにおきましても、行動制限の緩和に伴う人流の回復を受けたことや、仕入原価の高騰を踏まえた価格の見直しの実施、経費の効率的な使用に努めたことなどから、当期の当社グループにおける業績は前期を上回る結果となりました。

2025年3月期から2027年3月期の新たな中期経営計画期間における株主還元につきましては、競争力の維持・強化に向けた成長投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益の還元を実施していくことを基本方針といたします。

具体的には、1株当たりの年間配当額60円を下限とし、連結配当性向40％を目途として、利益成長を通じた累進的な配当を行います。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長　青山　理

経営理念

持続的な成長をもとに、生活者への小売･サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す

《青山 マインド》

働く人のために働こう

当社の使命と社員の行動原則を《青山 マインド》として整理、グループの活動を一貫したものとしていきたいと考えます。また、《青山 マインド》を基本軸とすることで、会社の発展とともに社会が豊かになり、社員が自信と誇りを感じてほしいと願う指針です。

1．使命

・私たちは、『働く人』を応援します。そして社会を明るく元気にしていきたい、その一翼を担っていくことを使命として参ります。
・この使命の下で、『働く人』に愛される商品・サービスの提供とお客様にご満足いただけるプロの接客を目指して、一人でも多くのファンを増やしていける様、努めて参ります。

2．行動原則

(1)　お客様目線
(2)　現場主義
(3)　品質の追求
(4)　当事者意識
(5)　チャレンジ精神
(6)　正々堂々

株 主 各 位

証券コード 8219
2024年６月５日
広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社
代表取締役社長 青 山　　理

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第60回定時株主総会招集ご通知」及び「第60回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 https://www.aoyama-syouji.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家向け情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「青山商事」または「コード」に当社証券コード「8219」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2024年６月26日（水曜日）午後６時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

日　　時　2024年６月27日（木曜日）午前10時

場　　所　広島県福山市王子町一丁目３番５号　青山商事株式会社　本社４階会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。）

目的事項　**報告事項**（1）第60期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（2）第60期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

以　上

〇本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。
従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・ 事業報告の「主要な営業所及び工場」
・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

●株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。
日時：2024年６月27日（木曜日）午前10時

●株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

議決権行使期限　2024年６月26日（水曜日）午後６時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使期限　2024年６月26日（水曜日）午後６時30分まで

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

○書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120（652）031
（受付時間　9：00～21：00）

②その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

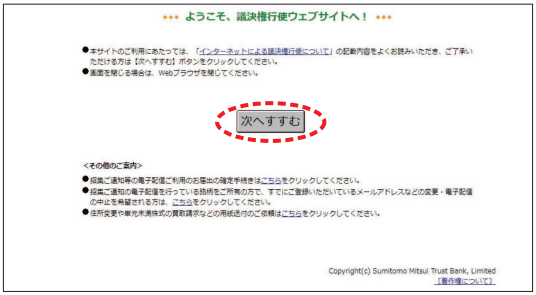
イ．証券会社に口座のない株主様
（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
0120（782）031
（受付時間９：00～17：00　土日休日を除く）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

アクセス手順について

1.議決権行使ウェブサイトにアクセスする



「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1.QRコードを読み取る

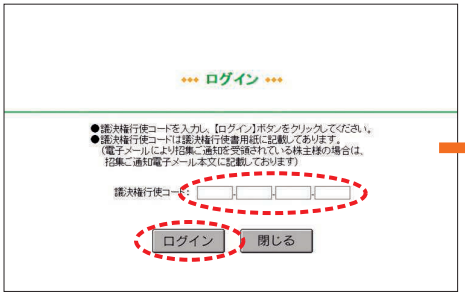


スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

議決権行使期限　2024年６月26日（水曜日）午後６時30分まで

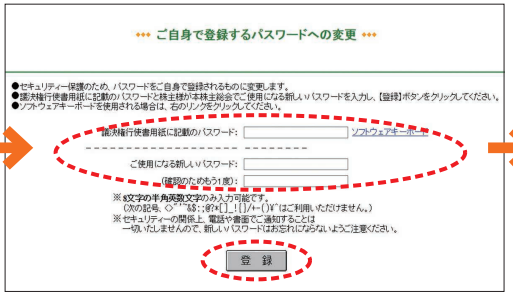
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

2.ログインする



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3.メニューから議決権行使を選択

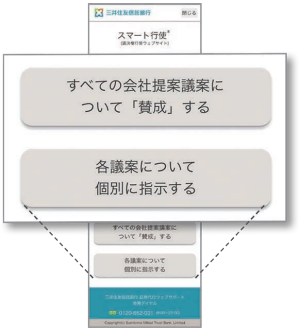


以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードを入力し、「登録」をクリック

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。　※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2.議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3.各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力ください。

目　次

株主の皆様へ …… 1
第60回定時株主総会招集ご通知 …… 2
株主総会参考書類 …… 8
事業報告 …… 17
連結計算書類 …… 41
計算書類 …… 43
監査報告書 …… 45
ご参考 …… 51

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元を経営の最重要事項のひとつと捉えており、配当金を最優先として株主還元を行うことを基本とし、中期経営計画ごとに設定する方針に基づいた株主還元を行って参ります。

本中期経営計画期間である2022年３月期から2024年３月期における株主還元につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化によりダメージを受けた自己資本改善のため内部留保を優先し、連結総還元性向30%を目安としております。

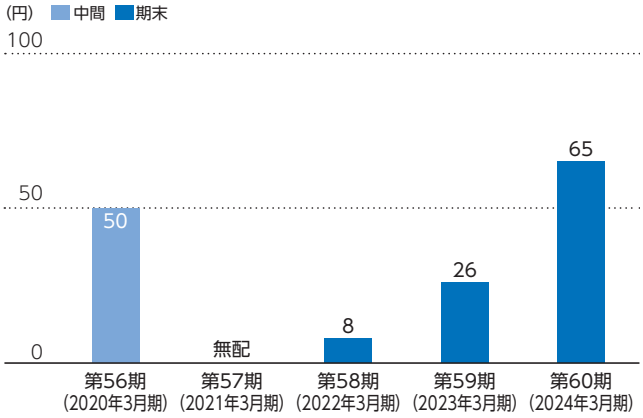
当期の期末配当につきましては、普通配当として１株につき60円に、創業60周年記念配当として１株につき５円を加え、合計１株につき65円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当は無配とさせていただきましたので、年間配当は１株につき65円となります。

期末配当に関する事項

1	**配当財産の種類** 金銭といたします。	
2	**株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額** 当社普通株式１株につき	65 円
	その内訳	
	普通配当	60 円
	創業60周年記念配当	5 円
	配当総額	3,262,425,595 円
3	**剰余金の配当が効力を生じる日** 2024年６月28日	

１株当たり配当の推移



第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　竹川清氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、指名諮問委員会の答申を受けたうえで決定しております。

疋田（ひきた）　鏡子（きょうこ）

1964年12月19日生　新任　社外監査役　独立役員

所有する当社株式の数
―　株

略歴及び当社における地位

1991年 10月 太田昭和監査法人〔現 EY新日本有限責任監査法人〕入所
1995年　8月 公認会計士登録
2019年　7月 疋田公認会計士事務所所長（現任）
2021年　2月 ㈱マルカ社外監査役
2021年　4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任）
2021年 10月 フルサト・マルカホールディングス㈱社外監査役（現任）
2022年　7月 日本公認会計士協会理事（現任）
2023年　6月 ㈱PALTAC社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

疋田公認会計士事務所　所長、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科　教授、フルサト・マルカホールディングス㈱　社外監査役、日本公認会計士協会　理事、㈱PALTAC　社外監査役

当社との特別の利害関係

なし

社外監査役候補者とした理由

疋田鏡子氏は、公認会計士であり、会計、財務など幅広い知識で、業務適正及び法令遵守における監査を行える人材として、適任と判断しております。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

（注）１．候補者　疋田鏡子氏は、新任監査役候補者であり、また、社外監査役候補者であります。
２．当社は、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第37条において、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者　疋田鏡子氏の選任が承認可決された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額であります。
３．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
（1）過去５年間に他の会社の取締役、執行役または監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務執行が行われた事実については、該当事項はありません。
（2）疋田鏡子氏の選任が承認可決された場合、㈱東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。候補者は、同保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

1　提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2021年６月29日開催の当社第57回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額１億円以内とし、また、割り当てる譲渡制限付株式の総数を年160,000株以内とする「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「現行株式報酬制度」という。）の導入をご承認いただき、今日に至っております。

今般、現行株式報酬制度を廃止し、取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度は、現行株式報酬制度と同様に取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、信託スキームと譲渡制限付株式スキームで得られるメリットを活用することを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただくことを前提に当社取締役会において決議した当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の報酬諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、2006年６月29日開催の第42回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額６億円以内。役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本議案の承認可決を条件として、現行株式報酬制度及び当該報酬枠を廃止し、今後現行株式報酬制度に基づく新たな譲渡制限付株式の交付は行わないこととといたします。ただし、すでに交付した譲渡制限付株式は今後も存続することとし、譲渡制限期間を次のとおり変更します。

変更前	変更後
譲渡制限付株式の交付日から対象者が当社の取締役を退任する日までの間	当社株式の給付を受けた日から当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間

なお、本制度の対象となる取締役は３名となります。

2 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任するまでの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(1) 対象者	・当社の取締役（社外取締役を除く。）
(2) 信託期間	・2024年８月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。）。
(3) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数	・本信託による当社株式の取得は、拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法（新株発行は行わない）により取得。（※１）（※２）（※３） ・取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（4）のとおり、１事業年度当たり120,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は360,000株となる。
(4) 取締役に給付される当社株式の数の上限	・各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与（具体的には、会社業績指標である連結営業利益等の中期経営計画に対する達成度合い及び社会的指標であるESGの取組み評価等の評価項目（KPI）の達成度等を考慮し、上記(3) の範囲内で報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社取締役会にて決定する。また、使用する評価項目も同様に、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社取締役会にて決定する。）。 ・付与されたポイントは、下記（5）の当社株式の給付に際し、１ポイントあたり当社株式1株に換算。（※４） ・取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、120,000ポイントを上限とする。（※５）
(5) 当社株式の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法	・受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（4）に記載のポイント数に応じた数の当社株式について、原則として毎年一定の時期に本信託から給付を受ける。 ・取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額を基礎とする。（※６）
(6) 議決権行使	・本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととする。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図している。

(7) 配当の取扱い	・本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。(※7)
(8) 信託終了時の取扱い	・本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了する。 ・本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定している。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(7)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付される。
(9) 不支給条件	・不祥事等の社会通念上不適切と判断される事象が発生した場合、又は当社財務状況を勘案してポイント付与が不適切と判断される場合等に該当する場合、ポイントは付与せず、当然に株式も給付しない。

(※1) 当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、金銭を本信託に拠出する。(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額

(※2) 当社は、本信託設定(2024年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定する。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、上記(4)のとおり、1事業年度当たり120,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、360,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出する。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示する。

(※3) 当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出する。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出する。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示をする。

(※4) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。

(※5) 取締役に付与するポイント数については、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断している。

(※6) ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う。また、役員等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とする。

(※7) 本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになる。

3 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

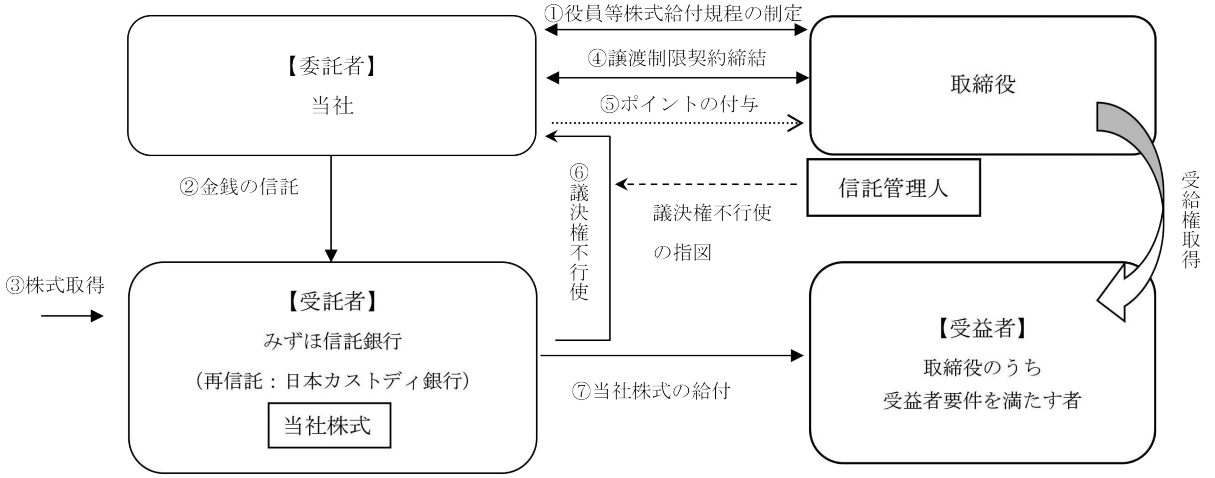
取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。

（1）譲渡制限の内容	・取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと
（2）当社による無償取得	・一定の非違行為等があった場合や下記（3）の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること
（3）譲渡制限の解除	・取締役が、当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること
（4）組織再編等における取扱い	・譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

【ご参考】

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」を導入する予定です。なお、本制度による株式給付は、当社における取締役及び執行役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定することとしており、取締役及び執行役員に給付する株数の総数は、現行株式報酬制度で定めていた上限と同様に年160,000株以内であり、発行済株式総数に占める割合は0.32％程度（10年間にわたり、当該上限となる数の株式を給付した場合における発行済株式総数に占める割合は3.17％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

＜本制度の仕組み＞



① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当社における取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位からも退任する日までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
⑤ 当社は、役員等株式給付規程に基づき取締役にポイントを付与します。
⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

＜取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

1．基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものとする。

＜報酬方針＞

(1) 業績向上を図り、継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること。

(2) 株主と利害を共有できる報酬制度であること。

(3) 報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であること。

(4) 個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に加えて世間水準及び当社の業績・財務状況を踏まえた適正な水準とすること。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（業績報酬）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

2．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとする。

3．業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、連結営業利益の対前年度比成長率、連結当期純利益の目標値に対する達成度合い、及び個人評価に応じて算出された額を業績報酬として、12で除した額を毎月支給する。

目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとする。

非金銭報酬は、株式給付信託（BBT-RS）を用いた株式報酬である。

4．基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝63：27：10とする（目標を100％達成の場合）。

（注）業績連動報酬は業績報酬、非金銭報酬は株式報酬である。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額について代表取締役社長に一任することを決定する。代表取締役社長は一任決議を受け、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数を決定する。

（ご参考）

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

指名・報酬諮問委員会	氏　名		企業経営	財務・会計・金融	法務リスクマネジメントコンプライアンス	ESGサステナブル	小売・営業・マーケティング
	取締役	青山　理	○			○	○
○		岡野　真二	○			○	○
○		山根　康一	○	○		○	
○		小林　宏明	○	○			
○ 委員長		渡邊　徹			○		
		加賀美　由加里	○			○	○
	監査役	大迫　智一		○			
		野上　昌樹			○		
		大北　貴		○			
		疋田　鏡子		○		○	

（注）上記は、特に専門性を発揮できる分野及び経験をお示しするものであり、対象者の全ての知見を表すものではありません。

社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準

1．当社グループにおける勤務経験がないこと。

2．配偶者または二親等以内の親族に、当社グループにおける勤務経験者がいないこと。

3．以下のような当社に関係する組織に属したことがないこと。

(1) 大株主である組織
(2) 主要な銀行、証券会社
(3) 主要な監査法人、経営コンサルタント、法律事務所等
(4) 仕入先メーカー等当社の主要な取引先
(5) 当社が主要な取引先である企業、団体

4．配偶者または二親等以内の親族に、前項３に掲げる組織等に勤務したことがある者がいないこと。

以　上

事業報告

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行されたことに伴い、行動制限の緩和が進み、社会経済活動の正常化が進みました。一方で、資源価格の高騰や急速な為替変動に伴う物価高、地政学リスクの影響等から、先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループにおきましても、行動制限の緩和に伴う人流の回復を受けたことや、仕入原価の高騰を踏まえた価格の見直しの実施、経費の効率的な使用に努めたことなどから、当期の当社グループにおける業績は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
2024年３月期	193,687	11,918	12,503	10,089
2023年３月期	185,580	7,473	8,734	4,278
増減額	8,106	4,444	3,769	5,811
前期比（%）	104.4	159.5	143.2	235.8

＜事業別の業績＞

（単位：百万円）

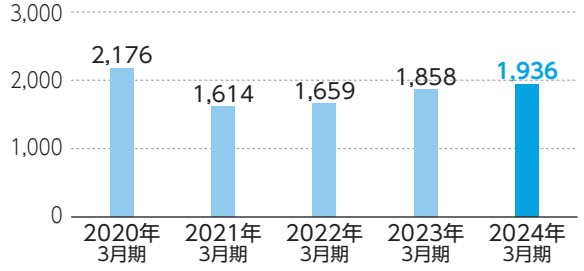
	売上高				セグメント利益又は損失（△）（営業利益又は損失（△））			
	第60期（当期） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第59期（前期） 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	増減額	前期比（%）	第60期（当期） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第59期（前期） 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	増減額	前期比（%）
ビジネスウェア事業	133,210	126,379	6,831	105.4	7,807	3,341	4,466	233.7
カード事業	4,959	5,013	△53	98.9	2,026	2,205	△179	91.9
印刷・メディア事業	11,452	12,299	△846	93.1	124	514	△389	24.3
雑貨販売事業	15,232	15,731	△499	96.8	245	233	12	105.4
総合リペアサービス事業	13,362	12,382	980	107.9	171	293	△122	58.4
フランチャイジー事業	15,157	13,157	2,000	115.2	1,090	872	217	124.9
不動産事業	3,066	3,051	14	100.5	557	197	359	281.8
その他	1,489	1,654	△165	90.0	△254	△316	61	―
調整額	△4,243	△4,089	△154	―	149	130	18	114.4
合計	193,687	185,580	8,106	104.4	11,918	7,473	4,444	159.5

（注）1．セグメント別売上高、セグメント利益又は損失(△)（営業利益又は損失(△)）はセグメント間取引相殺消去前の数値であります。

2．当連結会計年度より、不動産賃貸収入が安定的な収入源であるとの認識及び不動産賃貸物件の増加による不動産賃貸収入の増加が見込まれること、また、当社の賃貸用不動産を一元管理、運営する部門において収益性を適切に管理することとなったことなどから、新たな報告セグメントとして「不動産事業」を追加しております。
なお、前期のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

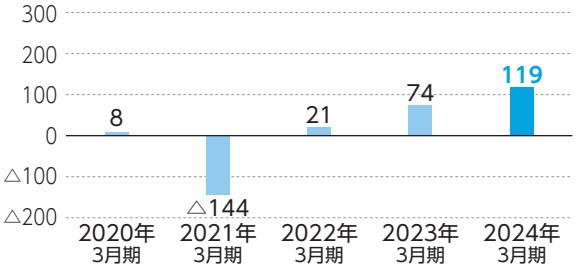
連結売上高

（単位:億円）



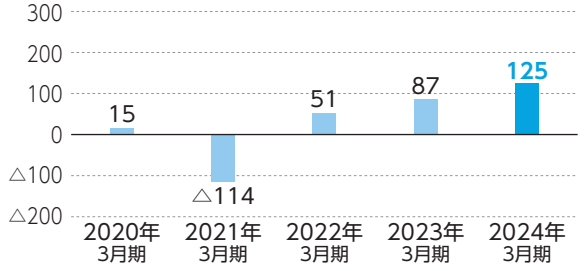
連結営業利益又は営業損失(△)

（単位:億円）



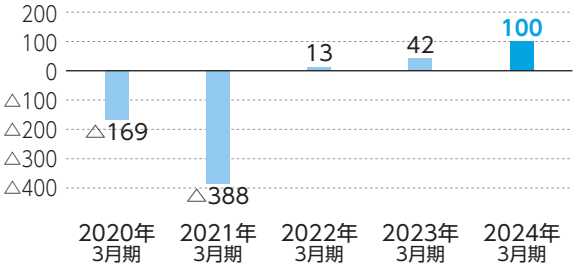
連結経常利益又は経常損失(△)

（単位:億円）



親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

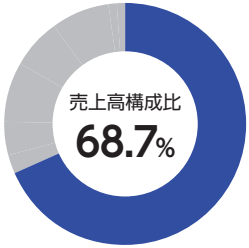
（単位:億円）



2 事業別の状況

ビジネスウェア事業

青山商事㈱ビジネスウェア事業、ブルーリバース㈱、㈱エム・ディー・エス、㈱栄商、服良㈱、青山洋服商業（上海）有限公司、メルボメンズウェアー㈱



当事業の売上高は1,332億10百万円（前期比105.4%）、セグメント利益（営業利益）は78億7百万円（前期比233.7%）となりました。

当事業の中核部門であります青山商事㈱ビジネスウェア事業につきましては、オーダースーツブランド「Quality Order SHITATE」を洋服の青山全店に導入し、多くのお客様にサービスを提供できる環境が整ったことなどから、オーダースーツが好調に推移いたしました。さらに、仕入原価の高騰を踏まえた価格の見直しや、冠婚葬祭需要の回復がみられたことなどから、客数、客単価ともに前年を上回り、ビジネスウェア事業既存店売上高は前期比106.3%となりました。

なお、メンズスーツの販売着数は1,174千着（前期比96.7%）、平均販売単価は31,764円（前期比110.3%）となりました。

■青山商事㈱ ビジネスウェア事業 商品別売上高

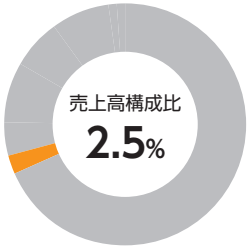
（単位：百万円）

		前期	当期	
		金額	金額	比較増減
重衣料	スーツ・スリーピース	34,798	37,105	2,306
	ジャケット	3,412	4,040	627
	スラックス	4,671	4,905	234
	コート	2,197	2,125	△71
	フォーマル	17,218	18,035	816
	ベスト	1,094	1,256	161
軽衣料	シャツ・洋品類	20,278	21,435	1,157
	カジュアル類	2,625	2,703	77
	その他商品	9,461	9,748	287
レディス類		21,843	21,952	109
補正加工賃		3,558	3,528	△30
合計		121,159	126,837	5,677

（注）1．その他商品は、靴・肌着・雑貨等であります。
2．レディス類には、レディススーツやレディスフォーマル、レディス洋品類、パンプス等が含まれております。

カード事業

㈱青山キャピタル

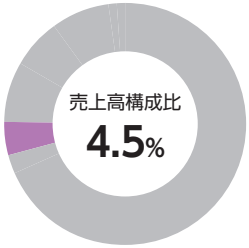


当事業につきましては、ショッピング取扱高は増加したものの、キャッシング残高が減少したことなどから、売上高は49億59百万円（前期比98.9%）、セグメント利益（営業利益）は20億26百万円（前期比91.9%）となりました。

なお、資金につきましては、親会社であります青山商事㈱等からの借入と社債の発行により調達しております。

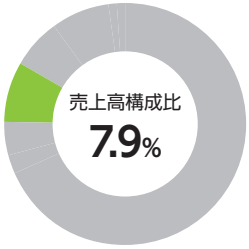
また、2024年2月末の有効会員数は391万人であります。

印刷・メディア事業 ㈱アスコン



当事業につきましては、印刷・DM売上が増加したものの、前期にあったデバイス関連売上の反動や、原価高騰、販売費及び一般管理費が増加したことなどから、売上高は114億52百万円（前期比93.1％）、セグメント利益（営業利益）は１億24百万円（前期比24.3％）となりました。

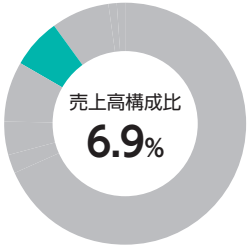
雑貨販売事業 ㈱青五



当事業につきましては、不採算店舗の閉店を行った一方、経費の効率的な使用に努めたことなどから、売上高は152億32百万円（前期比96.8％）、セグメント利益（営業利益）は２億45百万円（前期比105.4％）となりました。

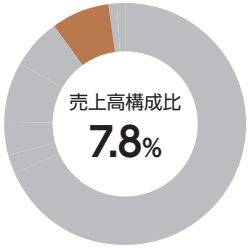
なお、2024年２月末の店舗数は102店舗（2023年２月末 113店舗）であります。

総合リペアサービス事業 ミニット・アジア・パシフィック㈱



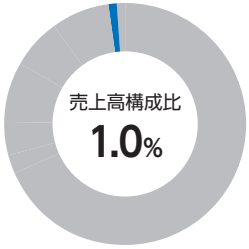
当事業につきましては、人流回復や新サービス、価格改定により増収となったものの、採用強化に伴う人件費の増加などから、売上高は133億62百万円（前期比107.9％）、セグメント利益（営業利益）は１億71百万円（前期比58.4％）となりました。

フランチャイジー事業 ㈱glob



当事業につきましては、フードサービス事業、リユース事業、フィットネス事業の各事業において、概ね好調に推移したことから、売上高は151億57百万円（前期比115.2%）、セグメント利益（営業利益）は10億90百万円（前期比124.9%）となりました。

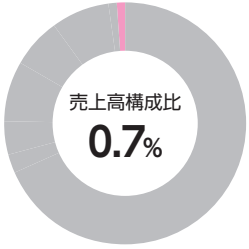
不　動　産　事　業 青山商事㈱不動産事業



当連結会計年度より、不動産賃貸収入が安定的な収入源であるとの認識及び不動産賃貸物件の増加による不動産賃貸収入の増加が見込まれること、また、当社の賃貸用不動産を一元管理、運営する部門において収益性を適切に管理することとなったことなどから、新たな報告セグメントとして「不動産事業」を追加しております。

当事業につきましては、売上高は30億66百万円（前期比100.5%）、セグメント利益（営業利益）は５億57百万円（前期比281.8%）となりました。

その他 ㈱WTW、㈱カスタムライフ



その他の事業につきましては、売上高は14億89百万円（前期比90.0%）、セグメント損失（営業損失）は２億54百万円（前期はセグメント損失（営業損失）３億16百万円）となりました。

なお、2024年３月末の「ダブルティー」の店舗数は6店舗であります。

3 設備投資の状況

当連結会計年度における主な事業の設備投資の総額は73億1百万円であります。
事業別の設備投資金額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

事業名	設備投資金額	主な内容
ビジネスウェア事業	3,677	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
カード事業	65	カード業務に係るシステム投資等
印刷・メディア事業	144	生産体制の拡充を図るための投資
雑貨販売事業	52	既存店舗の修繕等
総合リペアサービス事業	2,798	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
フランチャイジー事業	538	新店舗の出店及び既存店舗の修繕等
不動産事業	－	－
その他	24	新店舗の出店及びWEBメディア事業に係るシステム投資等
合計	7,301	

なお、当連結会計年度中において、新たに出店、移転等を行った店舗は以下のとおりであります。

事業名	会社名	業態名		出店	移転・建替	閉店
ビジネスウェア事業	青山商事㈱	洋服の青山		0	1	10
		ザ・スーツカンパニー		3	1	2
		ユニバーサル　ランゲージ　メジャーズ		0	1	1
	青山洋服商業（上海）有限公司	洋服の青山		0	0	7
	メルボメンズウェアー㈱	麻布テーラー		1	1	0
	計			4	4	20
雑貨販売事業	㈱青五	ダイソー		0	0	11
	計			0	0	11
総合リペアサービス事業	ミニット・アジア・パシフィック㈱	ミスターミニット	日本	9	0	14
			オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）	23	0	2
			その他（シンガポール、マレーシア）	0	0	1
	計			32	0	17
フランチャイジー事業	㈱glob	焼肉きんぐ		1	0	0
		ゆず庵		0	0	0
		セカンドストリート		1	0	0
		エニタイムフィットネス		3	0	0
	計			5	0	0
その他	㈱WTW	ダブルティー		1	0	2
	計			1	0	2

(注)「ザ・スーツカンパニー」には「スーツスクエア」、「ホワイト ザ・スーツカンパニー」を含んでおります（アウトレット店舗含む）。また、「ユニバーサル ランゲージ メジャーズ」には「ユニバーサル ランゲージ」を含んでおります（アウトレット店舗含む）。

4 資金調達の状況

該当事項はありません。

5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

9 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分＼期別	第57期 (2021年３月期)	第58期 (2022年３月期)	第59期 (2023年３月期)	第60期 (当連結会計年度) (2024年３月期)
売上高	161,404	165,961	185,580	193,687
営業利益又は営業損失（△）	△14,404	2,181	7,473	11,918
経常利益又は経常損失（△）	△11,436	5,150	8,734	12,503
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△38,887	1,350	4,278	10,089
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△781円33銭	27円12銭	85円86銭	202円38銭
総資産	329,452	322,725	336,244	335,597
純資産	164,460	164,501	170,029	180,877

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均株式数に基づき算出しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第58期の期首から適用しており、第58期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。
４．当連結会計年度より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。

第57期 新型コロナウイルス感染症の影響により、主にビジネスウェア事業及び総合リペアサービス事業において売上が減少したこと、あわせて、減損損失及び事業構造改革費用の特別損失計上や繰延税金資産の取崩し等により、減収減益となりました。

第58期 新型コロナウイルス感染症の影響が前期と比べ限定的であったことなどから、増収増益となりました。

第59期 行動制限や外出制限につながる規制が緩和され、主にビジネスウェア事業においてオケージョン需要が回復したことなどから、増収増益となりました。

第60期（当連結会計年度）

第60期につきましては、前記「１．企業集団の現況に関する事項 1 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分＼期別	第57期 (2021年３月期)	第58期 (2022年３月期)	第59期 (2023年３月期)	第60期 (当期) (2024年３月期)
売上高	110,025	111,680	124,211	129,903
営業利益又は営業損失（△）	△16,439	361	3,893	7,780
経常利益又は経常損失（△）	△13,766	3,088	5,290	9,013
当期純利益又は当期純損失（△）	△38,756	1,868	2,311	7,651
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△778円69銭	37円51銭	46円38銭	153円46銭
総資産	242,477	232,947	242,498	242,109
純資産	143,485	143,726	146,190	153,670

(注) １．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、期中平均株式数に基づき算出しております。
３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第58期の期首から適用しており、第58期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。
４．当事業年度より、表示方法の変更を行っており、第59期に係る各数値については、変更の内容を反映させた組替え後の数値となっております。

10 重要な親会社及び子会社の状況（2024年３月31日現在）

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

（単位：百万円、％）

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱青山キャピタル	5,000	100.0	カード事業
㈱エム・ディー・エス	50	100.0	店舗の企画・設計
㈱栄商	40	100.0	衣料用付属品の販売
ブルーリバース㈱	10	100.0	縫製加工業
青山洋服商業（上海）有限公司	30,000千元	100.0	中国におけるビジネスウェアの販売
服良㈱	90	100.0	スーツ等の製造・販売
上海服良時装有限公司	23,477千元	100.0（100.0）	スーツ等の製造受託
上海服良国際貿易有限公司	1,156千元	100.0（100.0）	スーツ等の協力工場の統括
上海服良工貿有限公司	500千元	100.0（100.0）	スーツ等の販売
PT.FUKURYO INDONESIA	76,840百万ルピア	90.0（90.0）	スーツ等の製造
メルボメンズウェアー㈱	50	100.0	スーツ等の販売
メルボ紳士服工業㈱	90	100.0（100.0）	スーツ等の製造受託
㈱glob	10	100.0	フランチャイジー事業
ミニット・アジア・パシフィック㈱	100	100.0	靴修理等サービスの提供
Minit Oceania and S.E.A. Pte.Ltd.	51,327千SG$	100.0（100.0）	オセアニア、東南アジアの「ミスターミニット」の地域統括
Minit Australia Pty Limited	11,369千AS$	100.0（100.0）	オーストラリアの消費者への靴修理等サービスの提供
Minit New Zealand Limited	50千NZ$	100.0（100.0）	ニュージーランドの消費者への靴修理等サービスの提供
Mister Minit (Singapore) Pte.Ltd.	2,916千SG$	100.0（100.0）	東南アジア諸国の消費者への靴修理等サービスの提供
㈱カスタムライフ	6	100.0	Webメディア事業
㈱WTW	10	80.0	雑貨・インテリア等の販売
㈱アスコン	720	56.1	印刷・メディア事業
㈱青五	200	40.0〔25.0〕	雑貨販売事業

（注）１．当社の出資比率の（　）書は、間接所有割合で内数を記載しております。
　　２．当社の出資比率の〔　〕書は、緊密な者等の所有割合で外数を記載しております。

11 主要な事業内容（2024年３月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社23社及び非連結子会社7社により構成され、ビジネスウェア事業、カード事業、印刷・メディア事業、雑貨販売事業、総合リペアサービス事業、フランチャイジー事業及び不動産事業の7事業の他、Webメディア事業等を行っております。

ビジネスウェア事業		青山商事㈱ビジネスウェア事業は、国内一般消費者に対しメンズやレディスのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っており、ブルーリバース㈱には、既製服の補正加工を委託しております。また、㈱エム・ディー・エスは店内外演出物の企画を、㈱栄商はハンガー・テーラーバッグといった販売消耗品及び景品の企画を行っております。服良㈱は、メンズスーツ等を中国子会社である上海服良時装有限公司、上海服良国際貿易有限公司及び上海服良工貿有限公司、インドネシア子会社であるPT.FUKURYO INDONESIAに発注し、青山商事㈱等へ供給しております。青山洋服商業（上海）有限公司は、中国の一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。メルボメンズウェアー㈱は、国内一般消費者に対しメンズのビジネスウェア及び関連洋品の販売を行っております。
カード事業		㈱青山キャピタルが、主にクレジットカード事業を行っております。
印刷・メディア事業	ascon	㈱アスコンが、全国の流通小売業を中心顧客に、販促支援企業として多様なサービスを提供しております。
雑貨販売事業	DAISO ダイソー	㈱青五が、㈱大創産業と販売代理店契約を締結し、100円ショップ「ダイソー」を展開しております。
総合リペアサービス事業		ミニット・アジア・パシフィック㈱が、日本、オーストラリア及びニュージーランドを中心としたアジア太平洋地域において、「ミスターミニット」の統一ブランドのもと、消費者に向けた靴修理、鍵複製などの各種サービスを行っております。
フランチャイジー事業		㈱globが、㈱物語コーポレーションが運営する「焼肉きんぐ」及び「ゆず庵」、㈱ゲオが運営する「セカンドストリート」、並びに㈱Fast Fitness Japanが運営する「エニタイムフィットネス」のFC店舗を展開しております。
不動産事業		青山商事㈱不動産事業は、所有不動産及び賃貸借不動産の総合管理、転貸借に関する事業を行っております。
その他		㈱WTWは、雑貨・インテリアを取扱う「WTW」を展開しております。㈱カスタムライフは、Webメディア事業を展開しております。

12 従業員の状況（2024年３月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末
6,636名（4,253名）	6,638名（4,158名）

（注）１．従業員数は就業人員数であります。
２．従業員数欄の（　）は、臨時従業員の期末における８時間換算による雇用人員であり、外数で記載しております。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,837名	64名減	38.0歳	14.5年

13 主要な借入先（2024年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	百万円
㈱三井住友銀行	26,400
㈱みずほ銀行	15,001
㈱もみじ銀行	13,000

14 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

15 対処すべき課題

わが国経済では、新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行されたことに伴い、行動制限の緩和が進み、社会経済活動の正常化が進みました。一方で、資源価格の高騰や急速な為替変動に伴う物価高、地政学リスクの影響等から、先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

当社グループの中核事業であるビジネスウェア事業を取り巻く事業環境は、生産年齢人口の減少や、オフィスウェアのカジュアル化が進んでおり、スーツ・フォーマル販売を中心とした「一本足経営」から脱却し、成長分野への注力がより一層重要であると認識しております。

このような経営環境のなか、2027年３月期を最終年度とする中期経営計画は、目指すべき姿の実現に向けての具体的な戦略遂行フェーズの３年間と位置づけており、前中期経営計画の経営ビジョンである、「ビジネスウェア事業の変革と挑戦」をさらに進めて参ります。あわせて、各組織がお客様に向き合い、自立し、協働する「スクラム経営」により、計画の最終年度である2027年３月期には、連結売上高2,100億円、連結営業利益170億円、親会社株主に帰属する当期純利益126億円、及び自己資本利益率（ROE）6.6％を達成し、持続的な成長を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

＜2025年3月期～2027年3月期中期経営計画の基本戦略＞

１．ビジネスウェア事業 既存店の収益力の維持・向上
（１）オーダー商品・サービスの拡充
（２）既製商品在庫の効率的な圧縮
（３）店頭在庫の効率化・価格改定による売上総利益率の改善
（４）商品・サービス提案の強化及び店舗業務効率の改善に向けたリニューアル投資
（５）EC強化継続、デジタルマーケティング・OMO戦略の深化

２．ビジネスウェア事業 新規出店によるシェア拡大
（１）新フォーマット及び低投資モデルによる出店
（２）不採算店舗の「ビルド＆スクラップ」

３．利益重視経営の推進
既存店への投資、新規出店、人材獲得・育成、DX、基幹システムのリプレイス及び物流インフラの整備等の経営基盤強化投資を優先した上で、本部経費を削減・抑制

４．グループガバナンスの強化
（１）事業ポートフォリオ経営の推進
（２）持続的成長を目指した既存事業投資の拡大
（３）新規事業の開発・育成及びM&A探求

５．サステナビリティへの取組み
（１）ESG経営の深化
（２）気候変動対応、人権経営、サプライチェーンマネジメント、人的資本経営及びダイバーシティ＆インクルージョンへの取組み

2. コーポレート・ガバナンスに対する考え方及び体制

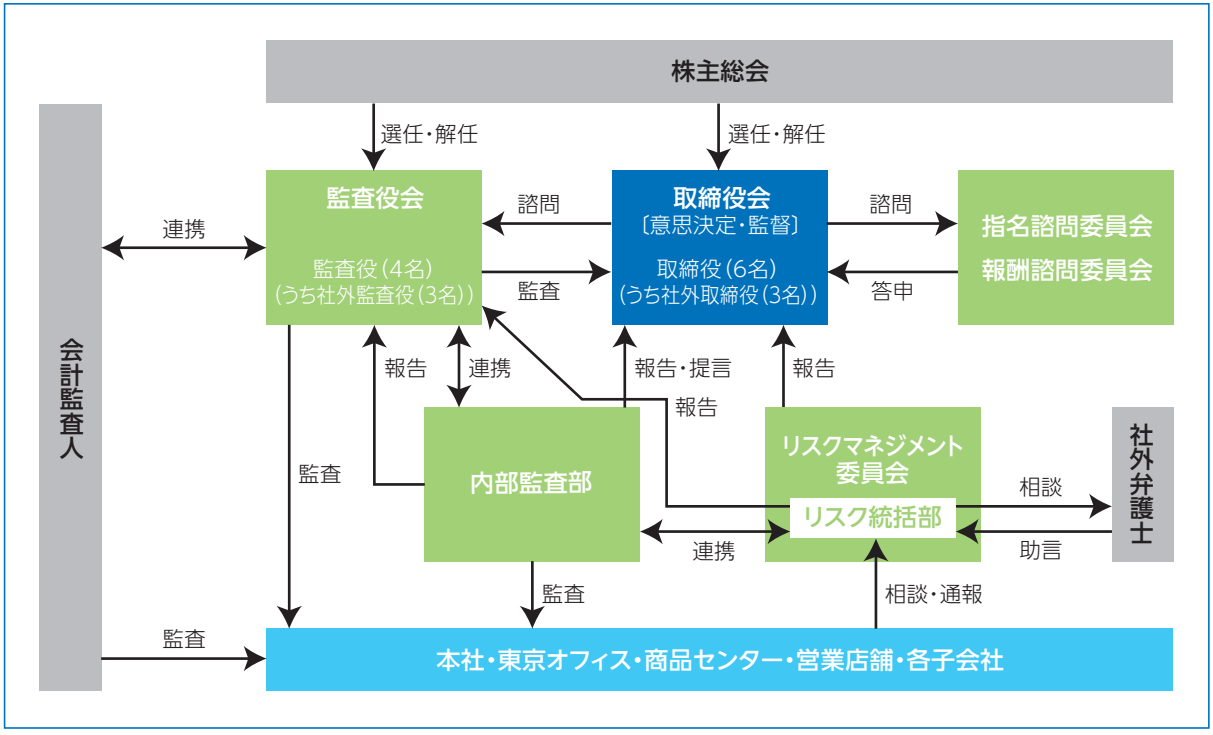
1 コーポレート・ガバナンスの考え方・基本方針

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。また、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標にしております。

---

2 コーポレート・ガバナンスの体制と運営（2024年３月31日現在）

当社の業務執行の体制と内部統制システムの概要は下図のとおりであります。



3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の社会的責任及び企業倫理を遵守すべく、取締役及び執行役員、従業員が法令及び社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し周知徹底させる。
2. 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会内にコンプライアンス部会を設置し、企業活動における法令遵守、コンプライアンスに係る諸問題に対応する。
3. 取締役及び執行役員、従業員が、企業倫理もしくは法令遵守上疑義ある行為等について、情報提供を行う手段としてグループ内部通報制度を設け、不正行為等の早期発見、是正に努める。
4. 内部監査部門として、社長直轄の内部監査部が内部監査を実施する。
5. 当社は、暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長及び経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しない。万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る報告等は、社内規則「文書管理規程」に基づき、担当部署が保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて役員会、取締役会において審議する。
2. 業務運営上のリスクについては、リスクの洗出しを行い、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針と対策の決定、実行、モニタリングを行い、適切にリスク管理を行う。個人情報に関しては、情報セキュリティ推進室及び個人情報管理室を設置するとともに情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を制定し、「個人情報管理責任者」を設け、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を強化する。
3. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 経営と執行の分離を進めるために執行役員制度を導入し、執行役員には責任と権限を大幅に委譲することで、迅速な意思決定と業務執行を行う。
2. 取締役会は、法令、定款に定められた事項及び経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うことを目的に原則月２回開催する。
3. 取締役会は、中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各執行役員の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗を取締役会等で、定期的に報告させ、執行役員の業務執行を監督する。
4. 業務執行に関する重要事項及び取締役会の付議事項の審議機関として、取締役及び常勤監査役等で構成する役員会を原則毎週１回開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図る。
5. 「職務分掌権限規程」に基づき、効率的な業務執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を重んじつつ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制、並びに損失の危機の管理体制を確保するため、取締役もしくは監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
2. 当社は、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項について、審議するものとする。また、子会社の業務執行状況、財務状況等について、当社への定期的な報告を義務付ける。
3. リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会に、各子会社のメンバーが参加し、グループ内の業務活動が適正かつ効率的に行われているかチェックする。
4. 内部監査部門は、各子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

1. 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くものとする。従業員の人数、人選等については、監査役と取締役が協議するものとする。
2. 当該従業員の人事異動等に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告を行う。また、その他の重要な事項について、りん議書もしくは報告書を常勤監査役へ回付する。
2. 監査役は、原則、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について、当社の取締役及び従業員より、報告を受けるものとする。
3. 子会社の取締役及び執行役員、従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、もしくは発生するおそれがあるとき、または、子会社の取締役及び執行役員、従業員による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに当該主管部門に報告を行う。当該主管部門は、その内容を当社の監査役に報告する。
4. 監査役は、当社の監査部門の監査報告会等に出席し、子会社におけるリスク管理状況等について報告を受ける。
5. 監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。

(8) 上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社において、監査役への上記（7）の報告を行った当社グループの取締役及び執行役員、従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員、従業員に周知徹底する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の監査機能の向上のために、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保する。
2. 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
3. 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合をもち、意見交換をする。
4. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則の周知徹底や社内研修による教育を実施するとともに、リスクマネジメント委員会内のコンプライアンス部会の活動を通じて、当社及び子会社からなる企業集団のコンプライアンス意識の浸透に努めるほか、グループ内部通報制度により不適切な事象の早期発見、早期是正に取組んでいる。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局に保存されている。また、りん議書についても、「文書管理規程」に基づき、各担当部署に保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクについては、その重要性に応じて、取締役会及び役員会にて審議を行い、案件に応じて都度、必要なリスクへの手当てを講じている。また、当社及び子会社から成る企業集団において中長期的に事業活動に大きな影響を与える可能性のあるリスクについては、リスクマネジメント委員会内のリスクマネジメント部会において協議・選出し、取締役会で審議している。業務管理上のリスクについては、リスクの未然防止、極小化のためにリスクマネジメントプログラムを策定している。企業集団のリスクを総括的に管理すべく、リスクの可視化及び組織体制、各規程の整備等を行い、さらなるリスク管理体制の高度化を図っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、役員会は月次業績のレビューと改善策の実施を行うとともに、目的に沿って円滑に運営している。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク統括部により、当社及び子会社から成る企業集団のリスク管理体制作りをすすめており、潜在リスクの把握と対策に努めている。また、内部監査部による内部監査体制の強化を図り、企業集団の業務状況について、定期的に監査を行うとともに、監査結果については、取締役会に定期的に報告している。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の要求する適切な能力、知見を有する内部監査部の担当者が、監査役の補佐にあたっている。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ内部通報制度の周知を図り、当社及び子会社からなる企業集団に重大な損失を与える事案の発生もしくは発生のおそれ等があるときは、速やかに監査役に報告する体制、並びにリスク統括部及び内部監査部から、企業集団のリスク管理状況について定期的な報告を受ける体制を構築、運用している。また、監査役は、役員会やリスクマネジメント委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等についての報告を受け、適宜、積極的な発言が行われている。

(8) 上記（7）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程に則り、当該報告を行ったことを理由とした当該報告者に対する不利な取扱いを禁止している旨を周知徹底している。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について、あらかじめ予算計上している。

緊急または臨時に発生した費用についても、必要と認められた場合速やかに当該費用を処理している。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の独立性基準に基づき、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を確保しており、また、各部門は監査役による往査に協力し、会計監査人や内部監査部も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役往査の実効性向上に努めている。

3. 会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　174,641,100株

(2) 発行済株式の総数　50,394,016株

(3) １単元の株式の数　100株

(4) 株主数　24,188名（前期末比　456名増）

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	7,220	14.39
㈱ＨＫ	3,818	7.61
㈱日本カストディ銀行（信託口）	2,802	5.58
青山　理	1,519	3.03
星野商事㈱	1,001	1.99
㈲青山物産	1,000	1.99
㈱三井住友銀行	1,000	1.99
ＢＮＰ　ＰＡＲＩＢＡＳ　ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ／２Ｓ／ＪＡＳＤＥＣ／ＦＩＭ／ＬＵＸＥＭＢＯＵＲＧ　ＦＵＮＤＳ／ＵＣＩＴＳ　ＡＳＳＥＴＳ	740	1.47
青山商事㈱　社員持株会	738	1.47
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　505223	638	1.27

（注）１．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　２．持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式を割り当てる、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、取締役３名（社外取締役除く。）に対し、15,583株交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況（2024年３月31日現在）

会社における地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
取締役社長 （代表取締役）	青山（あおやま）　理（おさむ）	㈲青山物産　代表取締役 ㈱青山キャピタル　代表取締役会長 ㈱青五　取締役 ㈱エム・ディー・エス　取締役 ㈱栄商　取締役 ㈱glob　取締役
取締役 （専務執行役員）	岡野（おかの）　真二（しんじ）	メルボメンズウェアー㈱　代表取締役社長 メルボ紳士服工業㈱　代表取締役社長
取締役 （専務執行役員 グループ経営本部長 兼総合企画部長）	山根（やまね）　康一（こういち）	㈱エム・ディー・エス　取締役 ㈱栄商　監査役 ミニット・アジア・パシフィック㈱　監査役 ㈱カスタムライフ　監査役 ㈱WTW　監査役
取締役	小林（こばやし）　宏明（ひろあき）	日東製網㈱　代表取締役 日本ターニング㈱　代表取締役 ダイキョーニシカワ㈱　社外取締役
取締役	渡邊（わたなべ）　徹（とおる）	弁護士 弁護士法人北浜法律事務所　代表社員 粧美堂㈱　社外取締役（監査等委員） オーウエル㈱　社外取締役（監査等委員）
取締役	加賀美（かがみ）　由加里（ゆかり）	㈱KACOオフィス　代表取締役社長
常任監査役 （常勤）	大迫（おおさこ）　智一（ともかず）	㈱青山キャピタル　監査役 ㈱アスコン　監査役 メルボメンズウェアー㈱　監査役
監査役	竹川（たけがわ）　清（きよし）	公認会計士 税理士
監査役	野上（のがみ）　昌樹（まさき）	弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所　社員 ㈱日進製作所　社外監査役 センコー・プライベートリート投資法人　監督役員
監査役	大北（おおきた）　貴（たかし）	税理士 ㈱オカベ　社外監査役

（注）１．取締役 小林　宏明、渡邊　徹及び加賀美　由加里の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、小林　宏明及び渡邊　徹の両氏は㈱東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

2．取締役 小林　宏明氏は、経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、製造業を中心とする会社を経営されているため、当社と異なった視点から経営の監視、監督を遂行できる充分な見識を有するものであります。
3．取締役 渡邊　徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有するものであります。
4．取締役 加賀美　由加里氏は、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見を有するものであります。
5．監査役 竹川　清、野上　昌樹及び大北　貴の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であるとともに、㈱東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
6．監査役 竹川　清氏は、公認会計士並びに税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7．監査役 野上　昌樹氏は、弁護士として長年の経験を有し企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有するものであります。
8．監査役 大北　貴氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9．当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、填補対象となる保険事故は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等となっております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求等については填補されません。なお、保険料は全額当社が負担しております。
10．当社は、2005年６月29日より執行役員制度を導入しております。
2024年３月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏　名	担　当
執行役員副社長	松川　修之（まつかわ　よしゆき）	
常務執行役員	財津　伸二（ざいつ　しんじ）	ミニット・アジア・パシフィック㈱　代表取締役社長
常務執行役員	古市　誉富（ふるいち　たかよし）	㈱glob　代表取締役社長
執行役員	千葉　直郎（ちば　ただお）	開発本部長
執行役員	山本　龍典（やまもと　たつのり）	商品本部長
執行役員	遠藤　泰三（えんどう　たいぞう）	管理本部長
執行役員	瀬之口　隆（せのぐち　たかし）	法人部長
執行役員	田中　祐仁（たなか　ゆうじ）	リスク統括部長
執行役員	河野　克彦（こうの　かつひこ）	TSC事業本部長
執行役員	奥島　賢二（おくしま　けんじ）	管理副本部長兼人事部長
執行役員	多田　智文（ただ　ともふみ）	㈱glob　取締役
執行役員	真宅　功治（しんたく　こうじ）	営業本部長
執行役員	岩浅　寿典（いわあさ　ひさのり）	営業副本部長兼販促部長
執行役員	小川　誠（おがわ　まこと）	総合企画部部長兼関連事業室長
執行役員	宮前　昭吾（みやまえ　しょうご）	ミニット・アジア・パシフィック㈱　取締役

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年３月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

❶ 基本方針

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、下記の報酬方針に基づき設定・運用するものといたします。

〔報酬方針〕

ａ．業績向上を図り、継続的な企業価値向上につながる報酬制度であること。
ｂ．株主と利害を共有できる報酬制度であること。
ｃ．報酬の決定プロセスが客観的で透明性の高い報酬制度であること。
ｄ．個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に加えて世間水準及び当社の業績・財務状況を踏まえた適正な水準とすること。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役並びに監査役については基本報酬のみとする。

❷ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものといたします。

❸ 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、連結営業利益の対前年度比成長率、連結当期純利益の目標値に対する達成度合い、及び個人評価に応じて算出された額を業績報酬として、12で除した額を毎月支給いたします。

目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえて見直しを行うものといたします。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬であります。

❹ 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、同業他社をはじめ世間の状況を参考にしながら、報酬諮問委員会において審議を行います。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することといたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝63：27：10といたします（目標を100％達成の場合）。

❺ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

定時株主総会終了後の報酬諮問委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し、取締役の報酬総額を決定するとともに、個人別の報酬額について代表取締役社長に一任することを決定いたします。代表取締役社長は一任決議を受け、個人別の基本報酬の額、業績報酬の額、株式報酬の交付株式数を決定いたします。

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長　青山　理が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を当社において最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の支給限度額は、2006年６月29日開催の第42回定時株主総会において、年額６億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。

監査役の支給限度額は、1993年６月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

なお、取締役及び監査役の退職慰労金については、2006年６月29日開催の第42回定時株主総会にて制度を廃止しております。

また、2021年６月29日開催の第57回定時株主総会において、上記取締役の支給限度額の範囲内で当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、金銭報酬債権を付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	159（26）	119（26）	21（—）	18（—）	6（3）
監査役（うち社外監査役）	39（21）	39（21）	—（—）	—（—）	4（3）

（注）１．業績連動報酬の内容は、(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。なお、前連結会計年度の連結営業利益は74億73百万円、連結当期純利益は42億78百万円、当連結会計年度は連結営業利益119億18百万円、連結当期純利益は100億89百万円であります。

２．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。当該譲渡制限付株式の交付状況は、３.会社の株式に関する事項（6）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

３．当事業年度末現在の人員は、取締役６名（うち社外取締役３名）、監査役４名（うち社外監査役３名）であります。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

役　職	氏　名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	小林　宏明	日東製網㈱	代表取締役	当社と日東製網㈱、日本ターニング㈱及びダイキョーニシカワ㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		日本ターニング㈱	代表取締役	
		ダイキョーニシカワ㈱	社外取締役	
社外取締役	渡邊　徹	弁護士法人北浜法律事務所	代表社員	当社と弁護士法人北浜法律事務所、粧美堂㈱及びオーウエル㈱との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		粧美堂㈱	社外取締役(監査等委員)	
		オーウエル㈱	社外取締役(監査等委員)	
社外取締役	加賀美 由加里	㈱KACOオフィス	代表取締役	当社と㈱KACOオフィスとの間に重要な取引、その他の関係はありません。
社外監査役	野上　昌樹	弁護士法人大江橋法律事務所	社員	当社と弁護士法人大江橋法律事務所、㈱日進製作所及びセンコー・プライベートリート投資法人との間に重要な取引、その他の関係はありません。
		㈱日進製作所	社外監査役	
		センコー・プライベートリート投資法人	監督役員	
社外監査役	大北　貴	㈱オカベ	社外監査役	当社と㈱オカベとの間に重要な取引、その他の関係はありません。

(2) 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 事業年度における主な活動状況

役　職	氏　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	小林　宏明	24回中24回	—	取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役	渡邊　徹	24回中24回	—	取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外取締役	加賀美 由加里	19回中19回	—	取締役会において、長年ファッションアパレル企業経営のほか、女性活躍、ダイバーシティ推進をはじめとしたSDGsへの取組等に関する豊富な経験と幅広い知見から適宜発言を行っております。
社外監査役	竹川　清	24回中24回	14回中14回	取締役会及び監査役会において、主に公認会計士並びに税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	野上　昌樹	24回中24回	14回中13回	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	大北　貴	24回中24回	14回中14回	取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）加賀美　由加里氏の取締役会出席状況につきましては、2023年６月29日の社外取締役就任以降の状況を記載しております。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　70百万円

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　116百万円

（注）1．当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、経営執行部門及び会計監査人から必要書類を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と有限責任 あずさ監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため上記（1）の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
3．当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、会計基準の適用及び新システム導入に係る助言・指導に対する対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合など、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額 第60期（2024年3月31日現在）	金額 （ご参考）第59期（2023年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**207,090**	**208,160**
現金及び預金	82,552	93,102
受取手形	91	66
売掛金	18,107	16,287
有価証券	1,800	－
棚卸資産	48,952	41,979
営業貸付金	53,219	52,889
その他	2,540	3,972
貸倒引当金	△173	△138
固定資産	**128,475**	**128,009**
有形固定資産	**83,813**	**84,187**
建物及び構築物	32,563	33,584
機械装置及び運搬具	988	870
土地	40,845	40,489
リース資産	6,434	6,327
建設仮勘定	97	123
その他	2,884	2,792
無形固定資産	**8,532**	**9,368**
借地権	742	740
商標権	1,335	1,423
ソフトウエア	2,127	2,050
電話加入権	140	137
のれん	3,574	4,377
その他	611	639
投資その他の資産	**36,128**	**34,453**
投資有価証券	7,471	6,154
長期貸付金	1,075	1,318
退職給付に係る資産	183	1
繰延税金資産	10,450	9,402
敷金及び保証金	16,401	17,064
その他	807	800
貸倒引当金	△262	△289
繰延資産	**31**	**75**
社債発行費	31	75
資産合計	**335,597**	**336,244**

科目	金額 第60期（2024年3月31日現在）	金額 （ご参考）第59期（2023年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**101,203**	**85,744**
支払手形及び買掛金	12,758	14,504
電子記録債務	15,028	13,369
１年内償還予定の社債	15,005	2,040
短期借入金	36,284	36,179
未払金	7,042	6,453
未払法人税等	2,094	1,638
契約負債	1,721	1,681
賞与引当金	1,913	1,632
その他	9,355	8,245
固定負債	**53,517**	**80,470**
社債	6,000	21,005
長期借入金	30,070	42,478
退職給付に係る負債	8,706	8,345
リース債務	3,858	3,725
その他	4,881	4,915
負債合計	**154,720**	**166,214**
純資産の部		
株主資本	**188,822**	**180,019**
資本金	**62,504**	**62,504**
資本剰余金	**62,358**	**62,401**
利益剰余金	**65,399**	**56,625**
自己株式	**△1,440**	**△1,511**
その他の包括利益累計額	**△11,696**	**△13,578**
その他有価証券評価差額金	2,337	1,220
繰延ヘッジ損益	2	△10
土地再評価差額金	△14,804	△14,815
為替換算調整勘定	1,141	355
退職給付に係る調整累計額	△373	△329
非支配株主持分	**3,750**	**3,588**
純資産合計	**180,877**	**170,029**
負債及び純資産合計	**335,597**	**336,244**

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　目	金　額			
	第60期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		(ご参考) 第59期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
売上高		193,687		185,580
売上原価		93,833		91,433
売上総利益		99,853		94,147
販売費及び一般管理費		87,934		86,673
営業利益		11,918		7,473
営業外収益				
受取利息	135		82	
受取配当金	162		154	
不動産賃貸料	32		23	
為替差益	386		848	
助成金収入	3		207	
受取補償金	－		30	
その他	490	1,212	545	1,892
営業外費用				
支払利息	365		360	
デリバティブ評価損	140		144	
その他	121	626	126	631
経常利益		12,503		8,734
特別利益				
固定資産売却益	9		2	
投資有価証券売却益	194	203	67	69
特別損失				
固定資産除売却損	190		246	
減損損失	1,084		2,220	
災害による損失	0		7	
投資有価証券売却損	－		2	
投資有価証券評価損	－		27	
関係会社株式評価損	－	1,275	48	2,552
税金等調整前当期純利益		11,431		6,251
法人税、住民税及び事業税	2,775		2,138	
法人税等調整額	△1,566	1,208	△420	1,718
当期純利益		10,223		4,533
非支配株主に帰属する当期純利益		133		254
親会社株主に帰属する当期純利益		10,089		4,278

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額 第60期（2024年3月31日現在）	金　額 （ご参考）第59期（2023年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**120,788**	**120,125**
現金及び預金	54,415	61,583
売掛金	11,567	10,304
有価証券	1,800	－
商品	42,034	35,304
貯蔵品	563	512
前渡金	147	229
関係会社短期貸付金	9,245	9,701
前払費用	416	1,798
その他	604	696
貸倒引当金	△5	△4
固定資産	**121,301**	**122,338**
有形固定資産	**70,681**	**71,693**
建物	25,248	26,135
構築物	2,752	2,991
機械及び装置	19	23
車両運搬具	0	0
器具備品	2,395	2,411
土地	38,611	38,247
リース資産	1,627	1,868
建設仮勘定	25	17
無形固定資産	**2,667**	**2,583**
借地権	713	711
商標権	－	2
ソフトウエア	1,841	1,756
電話加入権	112	112
投資その他の資産	**47,952**	**48,060**
投資有価証券	6,768	5,467
関係会社株式	16,243	17,426
関係会社出資金	308	395
長期貸付金	1,055	1,286
長期前払費用	181	257
繰延税金資産	8,644	7,776
敷金及び保証金	14,505	15,154
その他	48	48
貸倒引当金	△334	△282
関係会社長期貸付金	530	530
繰延資産	**19**	**34**
社債発行費	19	34
資産合計	**242,109**	**242,498**

科　目	金　額 第60期（2024年3月31日現在）	金　額 （ご参考）第59期（2023年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**58,169**	**60,472**
買掛金	8,586	10,347
電子記録債務	14,797	13,146
1年内償還予定の社債	5,000	－
短期借入金	15,600	24,400
リース債務	454	423
未払金	5,924	5,792
未払費用	1,131	1,063
未払法人税等	1,176	683
契約負債	1,721	1,681
前受金	1,125	939
預り金	43	38
賞与引当金	1,208	957
資産除去債務	368	337
その他	1,031	661
固定負債	**30,269**	**35,835**
社債	5,000	10,000
長期借入金	13,900	14,600
リース債務	565	646
退職給付引当金	7,368	7,141
株式給付引当金	449	395
資産除去債務	802	789
その他	2,183	2,261
負債合計	**88,438**	**96,308**
純資産の部		
株主資本	**166,046**	**159,681**
資本金	**62,504**	**62,504**
資本剰余金	**62,420**	**62,463**
資本準備金	13,026	13,026
その他資本剰余金	49,394	49,437
利益剰余金	**42,561**	**36,225**
利益準備金	2,684	2,684
その他利益剰余金	39,877	33,541
別途積立金	26,100	26,100
繰越利益剰余金	13,777	7,441
自己株式	**△1,440**	**△1,511**
評価・換算差額等	**△12,375**	**△13,491**
その他有価証券評価差額金	2,358	1,252
土地再評価差額金	△14,733	△14,744
純資産合計	**153,670**	**146,190**
負債及び純資産合計	**242,109**	**242,498**

損益計算書

(単位：百万円)

科　目	金　額			
	第60期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)		(ご参考) 第59期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
売上高		**129,903**		**124,211**
売上原価		**57,712**		**56,069**
売上総利益		**72,191**		**68,142**
販売費及び一般管理費		**64,411**		**64,248**
営業利益		**7,780**		**3,893**
営業外収益				
受取利息	83		102	
受取配当金	1,050		787	
為替差益	223		697	
助成金収入	－		0	
その他	286	**1,643**	172	**1,759**
営業外費用				
支払利息	178		178	
デリバティブ評価損	140		144	
貸倒引当金繰入額	51		－	
その他	38	**410**	40	**363**
経常利益		**9,013**		**5,290**
特別利益				
固定資産売却益	4		0	
投資有価証券売却益	194	**198**	－	**0**
特別損失				
固定資産除売却損	155		160	
減損損失	442		2,247	
災害による損失	－		7	
投資有価証券売却損	－		2	
貸倒引当金繰入額	－		268	
関係会社株式評価損	1,318	**1,916**	48	**2,735**
税引前当期純利益		**7,296**		**2,555**
法人税、住民税及び事業税	1,006		422	
法人税等調整額	△1,361	**△355**	△178	**244**
当期純利益		**7,651**		**2,311**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

青山商事株式会社
**　取締役会　御中**

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉田　直樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小松野　悟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、青山商事株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青山商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月20日

青山商事株式会社
**　取締役会　御中**

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉田　直樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小松野　悟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、青山商事株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任　あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月20日

青山商事株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　大迫　智一 ㊞

社外監査役　竹川　清 ㊞

社外監査役　野上　昌樹 ㊞

社外監査役　大北　貴 ㊞

以　上

（ご参考）

サステナビリティ方針

私たち青山商事グループは、「持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す」というグループ経営理念のもと、青山マインド「働くひとのために働こう」を基本軸とした「使命と行動原則」に基づき、お客様を始めとしたすべてのステークホルダーとともに、社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現を目指して参ります。

ESGへの取組み

E 環　境	環境保全が人類共通の重要課題と認識し、事業活動において環境負担への低減に努め、持続可能な社会に貢献します。
S 社　会	人を最大の経営資源と定め、働き方改革・女性活躍推進に取組むとともに、地域との共創実現のための環境を整備していきます。
G 企業統治	企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、企業価値向上を意識した経営を推進していきます。



2015年に国連サミットで2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が発表されました。目標の達成には、政府、企業、団体、個人といった全セクターが普遍的に取組む必要があります。当社グループにおいても、環境・社会課題の認識と解決のためにSDGsを重要視し、当社グループのESGへの取組みと関連付け、今後より一層持続可能な社会の実現のために貢献して参ります。

当社は、主に以下の取組みを行っております。

E 環　境

・気候変動への対応
　CO_2 排出量約53.0%削減（2013年度比）
　再生可能エネルギーの拡大
・TCFD提言に基づく情報開示
　ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の開示



S 社　会

・女性活躍推進
　女性管理職比率：10.8%
・各種キャリア研修及び各種両立支援セミナー実施（若手従業員、育休復帰者、プレママ・パパなど、対象者に応じて各ロールモデルと引き合わせ）
・会議体を活用した「イクボス」の育成



G 企業統治

・サプライヤー管理
　Sedex登録工場数：23工場　主要縫製工場リストの開示数拡大
・人権デュー・ディリジェンスへの対応強化
　人権インパクトアセスメントの初実施（インドネシア縫製工場への現地訪問）
・リスクマネジメント委員会内に、サステナビリティ部会を設置



（参考）詳細につきましては、ESG DATA BOOK 2023（https://www.aoyama-syouji.co.jp/ir/esg/）をご覧ください。

社外からの評価

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

ロンドン証券取引所グループのFTSE Russellにより開発された、環境・社会・ガバナンス（ESG）の観点から優れていると判断された企業で構成される指数に、2年連続で採用されました。

ESGに優れた日本企業約300銘柄で構成される指数に、2年連続で採用されました。
「SOMPOサステナブル運用」はESGにフォーカスした運用プロダクトで、複数の年金基金や機関投資家に採用されています。

2023
Sompo Sustainability Index

プラチナくるみん
子育てサポートしています

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業として、厚生労働大臣より「くるみん」認定を受け、さらに高い水準で取組みを行ったことから「プラチナくるみん」の特例認定を受けました。

2024年3月、経済産業省と日本健康会議による健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」に、5年連続で認定されました。

2024
健康経営優良法人
Health and productivity



株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様に支えられてきたことで、2024年、節目となる60周年を迎えることができました。

”より良い物をより安く、洋服の販売を通して社会に貢献する”創業理念のもと、郊外型紳士服専門店の草分けとして「洋服の青山」の開店を皮切りに、現在では全国47都道府県に店舗展開し、業界のリーディングカンパニーに成長しました。

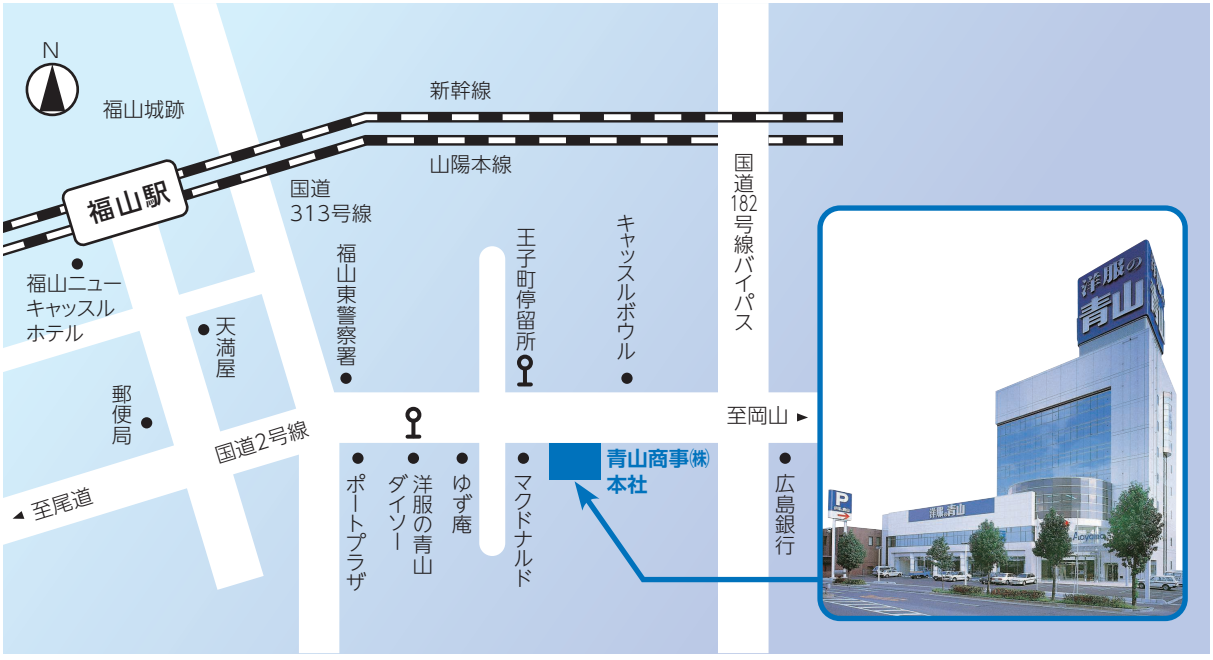
新たに”持続的な成長をもとに、生活者への小売・サービスを通じてさらなる社会への貢献を目指す”経営理念を掲げ、「洋服の青山」を中核とするビジネスウェア事業の他、様々な事業の展開を行いながら、青山商事グループ一体となり、社会への貢献を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

株主総会会場ご案内略図

会　場

広島県福山市王子町一丁目３番５号
青山商事株式会社　本社４階会議室
電話（084）920-0050



●交通　JR山陽新幹線・山陽本線福山駅から2km
中国バス・井笠バス王子町停留所前

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK　環境にやさしい植物油インキを使用しています。

FSC　ミックス　紙｜責任ある森林管理を支えています　FSC® C022915